

熊本県における 官公需施策の取り組み等について

令和6年9月2日
熊本県商工労働部商工政策課

熊本県の官公需契約実績額について

(単位：百万円)

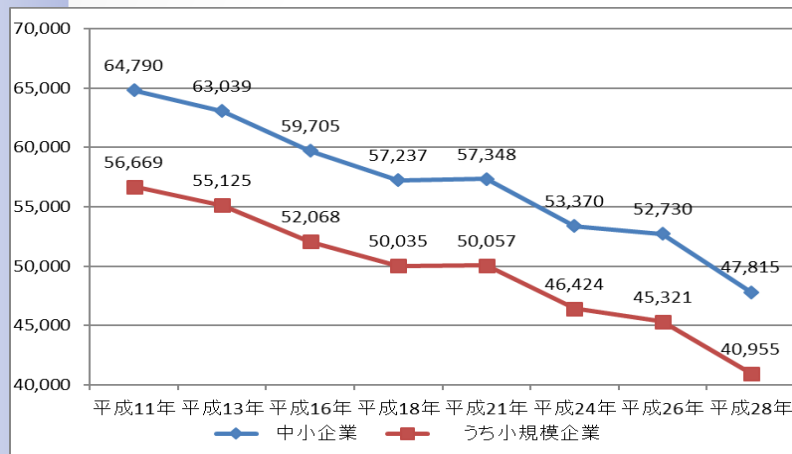
年度	官公需 契約 実績額 A	うち中小企業		うち 新規中業企業		うち県内企業	
		額 B	比率 B/A	額 C		額 C	比率 C/A
H27	91,484	79,841	87.3%	－	－	77,840	85.1%
H28	109,384	95,395	87.2%	－	－	89,533	81.9%
H29	143,154	129,218	90.3%	101	0.7%	127,068	88.8%
H30	170,022	155,396	91.4%	246	0.1%	152,138	89.5%
R元	135,807	124,981	92.0%	115	0.1%	119,419	87.9%
R 2	144,267	136,925	94.9%	340	0.2%	131,622	91.2%
R 3	163,254	148,232	90.8%	641	0.4%	141,590	86.7%
R 4	168,126	151,931	90.4%	524	0.3%	139,893	83.2%

熊本県中小企業振興基本条例①

平成19年3月公布・施行

社会情勢

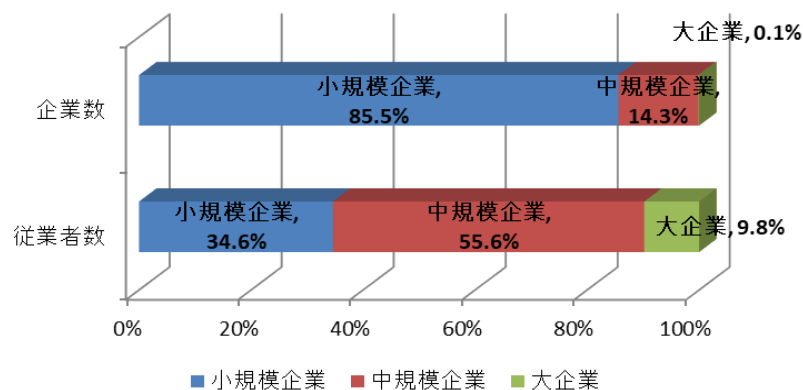
- ・少子高齢化の進行
- ・大企業の海外進出 等



出典: 中小企業白書付属統計資料

企業数=会社数+個人事業所(単独事業所及び本所・本社・本店)

県内企業規模別の企業数と従業者数(2016年)



出典: 中小企業白書付属統計資料

「中規模企業」= 中小企業 - 小規模企業

国の動き

- ・中小企業基本法改正 (H28.6)
- ・小規模企業振興基本法制定 (H26.6)

平成26年12月条例改正

熊本県中小企業振興基本条例②

改正条例の概要及び構成

前 文

- 県の責務の根拠（中小企業基本法、小規模企業振興基本法）

第1章 総則

- 定義
- 基本理念
- 責務（中小企業者等 ・ 中小企業に関する団体 ・ 県民 の役割）

第2章 中小企業振興に関する基本方針等

中小企業全般に係る基本方針等について規定

- 基本方針（雇用環境の整備、海外展開）
- 県の講ずる措置（官公需施策、情報収集、中期的視点 等）

第3章 小規模企業振興に関する基本方針等

中小企業振興のうち、特に小規模企業に対し実施又は強化する基本方針等について規定

- 基本方針
- 県の講ずる措置

熊本県中小企業振興基本条例③

中小企業振興に関する措置の改正

第7条第2項(県の講ずる措置)

- (1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意するとともに、官公需に関する施策を十分認識した上で、中小企業者の受注機会の増大に努めること。

官公需に関する施策(例)

・官公需適格組合制度

官公需適格組合制度とは、事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約を十分に責任をもって実施しうる経営基盤(組織体制、財務体制)が整備され、信頼性の高い組合に対して、申請に基づき、国が証明するという制度。官公需適格組合は、R5.3末現在県内5組合。

官公需適格組合の活用

- 熊本県の官公需適格組合は以下の5組合
 - ・ 中部有明地区生コンクリート（協）＜生コンクリート製造販売業＞
 - ・ 熊本県セキュリティ（協）＜総合警備業務＞
 - ・ 熊本県石油販売（協）＜石油販売業＞
 - ・ 本渡LPGガス事業（協）＜液化石油ガス、簡易ガス＞
 - ・ 熊本市管工事（協）＜管工事業、水道施設工事業、土木工事業＞

- 熊本県は、熊本県石油販売（協）と平時における燃油類の供給契約（単価契約）を締結しており、令和4年度活用実績は、契約件数1,359件、契約金額は約3億29百万円であった。

なお、災害時における燃料油の供給に関する協定については、熊本県石油商業組合と締結している。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例

令和4年10月12日制定（令和5年4月1日施行）

第3条（基本理念）

3 公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
- (2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組

熊本県の契約に関する取組方針（抜粋）

（県内事業者の受注機会の確保）

熊本県中小企業振興基本条例に基づき、県が発注する物品や役務等の調達、工事の発注にあたり、県内中小企業者の受注機会の増大について、引き続き受注機会の増大を図る取組を検討し、進めていく必要がある。

県発注工事に係る中小企業者の受注機会の拡大措置

(県内企業への発注)

- 県内企業で施工可能なものは、県内企業へ発注
- 下請発注における県内企業の優先使用を共通仕様書に記載するとともに、元請が県外企業に下請発注する場合は、その理由を施工体制台帳で確認

(県内中小建設業者が活躍できる入札契約制度等)

- 工事の専門性に応じた分離発注や効率性等を考慮した分割発注を実施
- 通常工事におけるJV対象工事を5億円以上から3億円以上に引下げ
- 土木一式工事においては、前年度の工事成績評価に応じ、上位等級への入札参加が可能となる制度の実施

新事業支援調達制度

- 新規性のある県内企業の新商品及び新役務を県が認定することで、県において随意契約による購入等が可能となる制度。平成18年度より開始
- 中小企業にとって、対外的信用力の強化、調達実績の創出の効果有
- 平成18年度～令和5年度で、延べ74社、104品目を認定
- 県による調達実績は、延べ42社、48品目、1億2,700万円

※参考：令和5年度の認定商品【企業名】

○玄米クッキー【（株）阿蘇自然の恵み総本舗】

○阿蘇ブロンドエール【みなみ阿蘇ビール（株）】

事業者の取組評価

県が推進している事業に係る事業者の取組評価（令和6年4月1日施行）

県が行う企画コンペ方式、プロポーザル方式（随意契約）又は総合評価競争入札の審査において、県が推進している事業に係る事業者の取組を、以下の項目と基準に基づいて評価し、評価点を設定する。

※対象：業務委託（建設業関係、WTO案件を除く）

分野	評価項目	評価基準
働く環境の整備	①「熊本県ブライト企業」の認定	①熊本県ブライト企業の認定を受けていること
多様な人材の活躍	②障害者就労施設等の製品等の調達実績	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること
環境配慮	③省エネルギー、エネルギーシフト等の推進（事業活動温暖化対策計画書制度、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等）	③事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等を受けていること
	④森林吸収量認証書の交付実績（熊本県森林吸収量認証制度実施要綱による）	④森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があること。
その他の持続可能な社会の実現	⑤熊本県SDGs登録制度の登録	⑤熊本県SDGs登録制度に登録していること

その他（周知等）

- 庁内各所属に対し、文書、研修会、会議等の機会を通じて、県内中小企業の受注機会の増大に関する周知、依頼を実施
- 物品調達・業務委託等に係る入札・契約事務の手引に入札参加業者の地域要件の設定について記載するとともに、事務研修会資料にもその旨記載し、説明